

令和3年度 神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ

【家計急変世帯対象給付】

- ・神奈川県では、私立高校生等の保護者等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。
- ・家計急変後、1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯に対して、給付を行います。
- ・令和3年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和3年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は**通常申請でお申込みください**。
- ・当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者とは…原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

- (1) 家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

扶養人数	0人	1人	1人 (ひとり親)	2人	3人	4人	5人
①個人事業者	450,000円 以下	1,120,000円 以下	1,350,000円 以下	1,470,000円 以下	1,820,000円 以下	2,170,000円 以下	2,520,000円 以下
②給与所得者	1,000,000円 未満	1,700,000円 未満	2,042,857円 未満	2,214,286円 未満	2,714,286円 未満	3,214,286円 未満	3,700,000円 未満

※この例に該当しない場合はお問合せください。

- 保護者等が複数いる場合は、それぞれの保護者等について年収見込を確認してください。
- 個人事業者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者の場合は、家計急変後、1年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入）が②に該当すること。

- (2) 認定基準日※現在、保護者等が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※保護者等が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。

(3) 認定基準日※現在、生徒が次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること

- ① 私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程または国家資格者養成課程を有するもの）
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立高等専門学校（第1～3学年）
- ④ 私立専修学校高等課程
- ⑤ 私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）
- ⑥ 私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格養成施設の指定を受けている学校）

※生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

- ・ 就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合
- ・ 特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合
- ・ 生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合
- ・ 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合

※認定基準日

令和3年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和3年7月1日が認定基準日となります。
令和3年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

詳細は下記のページを参照してください。

家計急変後1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で

- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯 ⇒ **4ページへ**
- ・ 申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯 ⇒ **6ページへ**

申請期限・提出先

提出期限 **令和3年7月1日（木）～ 学校締切日**

提出先 **在学する高等学校等（事務室）**

・ 学校締切日までに申請できない場合は、学校へご相談ください。

支給時期

令和3年11月末～令和4年2月末頃を予定しています。

- ・ 申請時期によって支給日は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合や、期限後に申請された場合は、不支給になることがありますので、ご注意ください。
- ・ 奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
奨学給付金が振り込まれるまで、口座の名義変更や解約は絶対にしないでください。
- ・ 支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

問合せ先

在学する高等学校等にお問合せください。

家計急変後 1 年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15 歳以上（中学生を除く。）以上 23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯

家計急変後 1 年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、認定基準日※（p 2 参照）現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、または生活保護（生業扶助）が措置されている場合は対象外となります。

支給条件

- 認定基準日現在、高校生等が
 - ・ 高等学校等※に在学していること。
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。

※ 課程について

▣ 全日制・定時制・通信制・専攻科です。

【ご注意ください！】

授業料以外の納付金（PTA 会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充当します。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充当する旨の委任状（未済用）を学校長あてに必ず提出してください。

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1 人あたり 年額 129,600 円
- 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等 1 人あたり 年額 50,100 円

◇ 7 月 1 日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、4 月 30 日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は 7 月 1 日とし、年額 129,600 円を給付

◇ 7 月 2 日以降に家計が急変した場合は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から 3 月までの月数を乗じた額を 12 で除した額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、10月1日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は10月1日とし、10月～翌年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額 129,600円×6月（10月～翌年3月）／12月＝64,800円を給付

【ご注意ください！】

申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。

提出書類

	提出書類	添付書類（いずれか）	
1	高校生等奨学給付金（家計急変） 受給申請書（第1号様式の2）		
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号が分かる通帳ページのコピー	
3	家計急変理由書（様式A）	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、減額通知書等（いずれかのコピー）
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書等（いずれかのコピー）
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書（いずれもコピー可）
4	家計急変前の収入を証明する書類	令和3年度の市民税・県民税課税証明書（コピー可）、令和3年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー、令和3年度の市民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー	
5	家計急変後の収入を証明する書類（様式B、様式C、勤務先作成の任意様式いずれか）	給与所得者	勤務先が作成しない場合は給与明細書等のコピー
	家計急変後の収入を証明する書類（様式D、税理士または公認会計士作成の証明書どちらか）	個人事業者	必要経費がわかる写し（帳簿等のコピー）
6	扶養誓約書（様式E）	扶養親族全員の健康保険証等のコピー★、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書（コピー可）、令和2年度源泉徴収票のコピー	
7	対象となる高校生等の健康保険証等のコピー	★提出の場合不要	
8	兄弟姉妹の健康保険証等のコピー	★提出の場合不要	
9	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等または生徒本人の場合は不要	
10	委任状（未済用）	学校納付金に未済がない場合は不要	

※保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。

（巻末参照）

家計急変後1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15歳以上（中学生を除く。）以上23歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

家計急変後1年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、認定基準日※（p2参照）現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、または生活保護（生業扶助）が措置されている場合は対象外となります。

支給条件

- 認定基準日現在、高校生等が
 - ・ 高等学校等※に在学していること。
 - ・ 高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。

※ 課程について

■ 全日制・定時制・通信制・専攻科です。

【ご注意ください！】

授業料以外の納付金（PTA会費、生徒会費など）に未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充当します。未済がある場合は、奨学給付金を未済に充当する旨の委任状（未済用）を学校長あてに必ず提出してください。

支給額

- 全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額150,000円
- 通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等 1人あたり 年額50,100円

◇ 7月1日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者等が、4月30日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は7月1日とし、年額150,000円を給付

◇ 7月2日以降に家計が急変した場合は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から3月までの月数を乗じた額を12で除した額を給付します。

支給例

全日制に通う高校生等の保護者が、10月1日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった。

- ・ 認定基準日は10月1日とし、10月～翌年3月までの6か月分を支給
- ・ 年額 150,000 円×6 月（10 月～翌年 3 月）／12 月 = 75,000 円を給付

【ご注意ください！】

申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄がありますので、忘れずにご署名をお願いします。

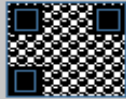

提出書類



	提出書類	添付書類（いずれか）	
1	高校生等奨学給付金（家計急変） 受給申請書（第1号様式の2）		
2	振込先登録用紙（第2号様式）	振込口座番号が分かる通帳ページのコピー	
3	家計急変理由書（様式 A）	給与所得者	離職票、雇用保険受給資格証、解雇通知書、減額通知書等（いずれかのコピー）
		個人事業者	廃業等届、破産宣告通知書、公的支援金受給証明書等（いずれかのコピー）
		離婚	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、離婚届受理証明書（いずれもコピー可）
4	家計急変前の収入を証明する書類	令和3年度の市民税・県民税課税証明書（コピー可）、令和3年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー、令和3年度の市民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー	
5	家計急変後の収入を証明する書類 （様式 B、様式 C、勤務先作成の任意様式のいずれか）	給与所得者	勤務先が作成しない場合は給与明細書等のコピー
	家計急変後の収入を証明する書類 （様式 D、税理士または公認会計士作成の証明書どちらか）	個人事業者	必要経費がわかる写し（帳簿等のコピー）
6	扶養誓約書（様式 E）	扶養親族全員の健康保険証のコピー★、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書（コピー可）、令和2年度源泉徴収票のコピー	
7	対象となる高校生等の健康保険証等のコピー	★提出の場合不要	
8	兄弟姉妹の健康保険証等のコピー	★提出の場合不要	
9	委任状（権限委譲用）	振込先指定口座が保護者等または生徒本人の場合は不要	
10	委任状（未済用）	未済がない場合は不要	

※保険証等の保険者番号及び被保険者等記号・番号が読み取れないように黒く塗りつぶしてください。

（巻末参照）

参考 健康保険証等の塗り潰し方

健康保険 被保険者証 記号	家族（被扶養者） 12 34 56 78	○○○ 令和△年△月△日交付 番号 1 (枝番) 00	
氏名	神奈川 花子		
生年月日	平成 ○年○月○日		
性別	女		
資格取得年月日	令和 △年△月△日		
事業所名称	株式会社○○○○○○○○○		
保険者番号	9 9 9 9 9 9 9 9		
保険者名称	○○健康保険組合 ○○支部		
保険者所在地	○○市○○町123番地		

健康保険 被保険者証 記号	家族（被扶養者） [Redacted]	○○○ 令和△年△月△日交付 番号 [Redacted] (枝番) [Redacted]	
氏名	神奈川 花子		
生年月日	平成 ○年○月○日		
性別	女		
資格取得年月日	令和 △年△月△日		
事業所名称	株式会社○○○○○○○○○		
保険者番号	[Redacted]		
保険者名称	○○健康保険組合 ○○支部		
保険者所在地	○○市○○町123番地		

図のように記号、番号（枝番）、保険者番号を黒く塗り潰してください。